

Keep

第10回 矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会 議事録(案)

[日 時] 平成21年4月7日(火曜日) 14:00~17:00

[場 所] 八重洲富士屋ホテル 5F「かりんの間」

[幹事団体] 日本矯正歯科学会

[出席者] (敬称略)

日本矯正歯科学会 : 小川邦彦、浅井保彦、飯田順一郎

日本成人矯正歯科学会 : 佐藤元彦、武内 豊、松野 功

日本矯正歯科協会(JIO) : 深町博臣、夕田 勉、星 隆夫

【報告事項と確認事項】

・第8回の議事録の確認

第8回懇談会の議事録が確認され、3団体でサインした。

・第9回の議事録の確認

第9回の議事録の内容が議論され、修正箇所を確認、修正した後3団体でサインした。

・暫定合同審査委員会の設立に関して各団体の検討結果

本件に関する各団体における検討結果が以下の内容で報告された。

[日本矯正歯科学会(日矯)]

理事会で検討した。本年度8月に行われる日本矯正歯科学会専門医制度の審査の状況を、他の団体に見ていただいた上で、審査等に関して三団体で合意が得られるものをできるだけ早い時期に作るように努力したいという方針である。またこの方針を、社員総会で報告した。

[日本成人矯正歯科学会(成人矯正)]

合同委員会を設立することは了解する。判断は我々に任されているという感触である。

[日本矯正歯科協会(JIO)]

3月11日に会員を集めて確認した。合同委員会を作ることは良い。将来的には認められた人たちで一つのものを作る方向で行きたい。専門医に関しては2つの視点がある。一つは技術認定である。この点については日矯も改革を重ねて随分改善してきているという認識である。もう一つは専門開業医が

成り立つ状況になっていかなければ専門医をやる意味がない。技術認定だけでなく、患者がそこへ受診できる社会環境を整える視点で考えてもらいたい。その2点が重要だという意見である。

その後、以下のような意見が交わされた

(J I O) 一般開業医が最近の経営セミナーなどで、自費の矯正治療とインプラントをやりなさいと言われて、矯正を習っていないくとも手を出す。一方で短期の講習会を開く矯正専門医がいる。そういう問題も含めて、どうやって安全な矯正治療を患者さんが受けられるシステムにしていくかという視点も必要だ。専門医がそのようなことに関与するのであれば、倫理規定で縛ることも必要だ。

(日矯) まず専門医制度の広告規制緩和がなされ、患者に正しい情報を伝える広報がされていけば、患者さんが専門医を選べる環境ができる。

次に専門医の分布が問題になる。専門医の過疎地帯で患者が良質な矯正治療を受けることのできない環境がまだあると思う。

(成人矯正) 我々のなかでそこまで手を広げると纏まらなくなるのではないか。

【協議事項】

1. 三団体の今後の方針の確認

審査の形体に関して

(日矯) 基本的には、第三者機関を作る方向性に関して日本矯正歯科学会の理事会でも認めている。その考えの中で、日矯で今動いている専門医制度を基本に考えていただきたいというのが、今までの主張であり変わりはない。厚労省の下にその第三者機構は位置すると思うが、その機構がいわゆる外形基準を満たす団体になるには、かなり時間がかかると考える。とりあえず、その第三者機構で専門医を審査して、認定は各団体が行う形が最初に求めるゴールであろうと考える。

この団体が現実に審査の形をどうするかを議論する必要がある。専門医審査や研修機関、研修プログラムに関して各団体のものを監視する形をとるのか、それともこの団体がそのすべてを現実に実行するかの議論をしないといけない。

どちらが良いかはまだ判断できないが、専門医、研修機関、カリキュラムの審査、認定をすべて行うには大変なエネルギーと組織が必要であり、非現実的と思う。

(J I O) 第三者機構で試験をすることだろう。同じ審査員でないといけない。

研修機関、研修プログラムに関しても同じ考え方である。

第三者機構自体も審査するし、コアカリキュラムのようなものを作ってそれに適合していれば認めるというような自由度のある形もある。

(成人矯正) 最終的に全てを実行する形もいいが、現実的に考える必要がある。すべてできる団体となると相当の人数と費用がかかる。とりあえず三団体なりでそれぞれ認めたものを、後で改良する形が良いのではないかと。最初から強力なものにすると簡単にはできないであろう。

(J I O) 日矯も研修機関の審査を始めた、技能評価もベースがある。まったくゼロから作るわけではない。それらを持ち寄ってそれぞれの分科会などを作って詰めて最終的なものを作るのはそれほど難しくないと思う。やりながら改良していくのは当然である。

最初から^{全体的}実務というのではなく、スーパーバイザー的な役割を担うところから始めて段階を追ってやっていくことだ^{も考える}と思う。

(日矯) 各団体のものを監視する形をとるのか、それともこの団体がそのすべてを現実に実行するかについては、審査基準を決める部分、臨床審査をやる部分、研修機関についてなど、それぞれに特徴があるから、分離して審査方法を混在させてもいいのではないかと。

厚労省への申請に関して

(成人矯正) それぞれの団体が認めた第三者機構だから厚労省は認めてくれるのではないかと。

(日矯) (J I O) 新たな第三者機構は外形基準を満たすことができないから、現時点では各団体がそれぞれ申請することになるだろう。

(J I O) 外形基準の5年がネックになると思うから、新しい団体は早く動き始める方がいい。

厚労省への申請時期について

(成人矯正) いつ頃申請するのか目標があると良いが。

(J I O) 最低1年ぐらいではないかと。

(日矯) お互いに認め合った専門医が出てくる時ではないかと。

2. 第三者機構の担うべき役割に関して

暫定期間に関して

(日矯) 現在の各団体の審査を突然中止して、新たなものを始め、それに不備があるようなことになると困るから、暫定期間が必要であろう。その間は

新たな審査とこれまでの各団体の審査を両立させながら進めるのではない
か。

(J I O) 合同委員会ができるのなら一括してそこでやるのがベストだと思う。
(成人矯正) 前回、申請基準の具体的な話をした。スタート時点で研修機関に
関しても同様の方針を出して、まず三団体にその基準を告知する。その後
暫定期間を設けて、三団体でそういう試験を何年か行って、その後に三団
体の共通認定という形にしていかないと難しい。現在あるプログラムを一
回壊してからというのは非現実的である。まず早く告知することが重要で
ある。

相互視察について

(成人矯正) 各団体の審査に他の団体から審査員が出向いて審査をしてみると
いうことはできると思う。そこで審査のすり合わせができていくと思う。

(J I O) 実務者が参加するのが良い。8月の日矯の審査に出向くのは良いが、
受け入れ側の問題だ。

(日矯) どこまでほかの団体の人の意見を入れるかは問題で、ここでは答えら
れない。

(J I O) 審査の権限は日矯にあるのは当然である。本当に審査するつもりで
模擬の合同審査をやるのは良いかもしれない。

(日矯) 今回とはとにかくそれぞれの学会の持っている審査基準でやるというこ
とだ。

協議の後、実務者全員でお互いの審査に出向く方針となった。

[各団体の審査員数]

日矯: 11人 (外部者1人) 他に審査作業員 (地区学会等から各2名 (計16人))

成人矯正: 6人

J I O: 6人 他に予備11人

その他

(日矯) 成人矯正の昨年の審査を見学した際、臨床審査を行ったのは1人だけ
だったが昨年は6人が専門医に認定されている理由を説明してもらいたい。

(成人矯正) 最終的に実技審査を受けたのは2人 (別の日にもう1人実技審査
をした) で、あとの4人は書類審査で条件を満たしており合格した。

(日矯) 日矯では全員が臨床試験を受けている。不公平感が出るので、早めに
改善しておくことを求める。

(成人矯正) 検討する。

次回の懇談会に向けて

(司会 日矯) 専門医審査、研修機関、研修プログラムの問題など、既にあるものを修正しながら進める方が良い。次回の宿題としてそれぞれの学会が持っているデータを突き合わせるというところから始めるために、事前にそれぞれの学会にデータ送ってそこから検討してはどうか。次回幹事の成人矯正さんをお願いしたい。

一同了解し、日矯で以前まとめたデータを成人矯正に送ることとなった。

3. 暫定合同審査委員会の担うべき役割に関して

(司会 日矯) 今年のそれぞれの3学会の審査に関して、相互に実務を担当している委員の先生方に行っていただくことになったが、具体的に合同で審査をやるとすればどういう形ができるかというところは、実務の先生方同士でディスカッションしていただくという方向で考える。ただある程度の方角性はここでディスカッションしておきたい。

合同委員会の人数(それぞれの団体の委員の半数 あるいは各6人ずつ等の意見が出た)、時期等(各団体の審査終了時等)について意見が交わされたが、結論として、以下のことが合意された。

- (1) 各審査日の審査終了後に、出席した各団体の審査員全員で反省会を行い、改善点等を指摘しあう。
- (2) その反省会の内容に関して、あらかじめ報告書のフォーマットのようなものを作成しておく。
- (3) その後どのように展開させるかは3団体の審査が一度行われた後に再度検討する。
- (4) 次回の審査には他の団体の審査員がオブザーバーとして参加することを事前に通知する必要がある。
- (5) 他の団体の審査員はオブザーバーであり、審査の権限は審査を行う団体だけにあることを再度確認した。

4. 次回 第11回会議の日程について

次回の懇談会は 平成21年6月16日 14時から行うこととなった。

幹事団体は日本成人矯正歯科学会

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成21年6月18日(火曜)

日本矯正歯科学会

日本成人矯正歯科学会

日本矯正歯科協会

飯田 順一郎

松野 中

星 隆夫
